

第1回さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画策定委員会 会議録

平成26年10月15日（水）午前9時30分、第1回さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画策定委員会を長尾支所302会議室に招集した。

1 出席委員は、次のとおりである。

委員長 岡村 隆次 （さぬき市身体障害者団体連合会）
副委員長 眞子 佳寿代（障害者就労支援施設）
松原 正子 （さぬき市手をつなぐ育成会）
井原 理太郎（さぬき市曙会）
六車 初江 （生活支援センター のぞみ）
岡 慎也 （障害者支援施設 のぞみ園）
松本 建男 （香川県立東部養護学校）
植村 久美子（障害者就業・生活支援センター 共生）
前田 光敏 （香川県東讃保健福祉事務所）
川田 一哉 （さぬき公共職業安定所）

2 欠席委員は、次のとおりである。

和泉 可奈 （障害者生活支援センター ましみず）
三宅 加奈子（地域活動支援センター クリマ）
蓮澤 一真 （障害者支援施設 真清水荘）

3 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

4 会議職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

事務局 富田 久仁
蓮井 敏彦
久森 健司

5 議事日程は、次のとおりである。

- (1) 新しい障害者計画・障害福祉計画策定について
- (2) 計画策定にかかるアンケート調査について
- (3) その他

6 会議の経過は、次のとおりである。

事務局 ただ今より、第1回さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画策定委員会を開催いたします。まず、始めに長寿障害福祉課 富田課長より、挨拶をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

富田課長 皆さん、改めまして、おはようございます。今、紹介がありました長寿障害福祉課の富田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。事前に委嘱状をお渡していると思っておりますが、本来でしたら、市長なり健康福祉部長が参りまして日頃のお礼を申し上げなければいけないのですが、変わりにまして、一言、ご挨拶申し上げさせていただきたいと思っております。

本日は、ご多用の中、さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画の策定委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃からさ

ぬき市の障害者福祉の推進のためにご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

障害のある人も地域で安心して暮らす社会を目指すために、障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に施行されて、何度も改正がある法律で、先般、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法ということで施行されております。

さぬき市におきましても、障害者の自立と社会参加を基本といたします障害者基本法の理念を踏まえながら、障害者が自己選択、自己決定を出来ることを尊重し、身近なところでの障害相談サービスの提供、だれもが暮らしやすい街づくりの推進に配慮した障害者計画・障害者福祉計画を策定しております。本年度は、資料の中にもございますが、障害福祉計画の最終年度、平成 26 年までの計画でございまして、平成 27 年度からの新たな計画を作らなければなりません。次期計画を策定するにあたって、皆様をお願いすることになります。策定委員の皆様におかれましては、このような障害者総合支援法、障害者基本法の計画策定の主旨をご理解いただきまして、各分野の専門家としての意見を賜りながら、障害者のニーズに答える計画になるよう計画の策定にご協力をいただきたいと思います。どうぞ、よろしく願いしたらと思います。

事務局 続きまして、委員の紹介をしたいと思います。

(各委員の自己紹介、欠席委員の紹介)

事務局 続きまして、委員長、副委員長の選出ということで、希望があれば互選で決めていただきたいと思います。

(特になし)

事務局 特に意見がなければ、事務局一任ということでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか？

委員 はい。

事務局 それでは、前回も委員長を務めていただいておりますさぬき市身体障害者団体連合会 岡村会長さんに委員長をお願いいたします。副委員長を社会福祉協議会の障害者就労支援施設の眞子委員さん、お願いいたします。では、早速、議事を岡村委員長に預けますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、ご指名をいただきましたので、議事がスムーズに進みますよう皆様のご協力をお願いいたしまして、早速ですが、議事に入りたいと思います。予定時間、昼までかな？

事務局 はい。昼までです。2時間を目途にということでしておりますが、長くても昼までということをお願いします。

委員長 それでは、早速、議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。まず、第1号議案であります『新しい障害者計画・障害福祉計画策定について』ということで、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

事務局 (資料1から8までを説明)

委員 (公共職業安定所から提供を受けた資料9を説明していただく。)

事務局 平成25年11月19日付け、香川労働局からの報道発表のP21の平成25年6月1日現在、香川県下の公的機関の状況をご覧ください。大変恥ずかしながら、不足数14名のうち、さぬき市7名、さぬき市教育委員会1名の不足となっております。不足数14名中、8名、半数以上がさぬき市で不足している状況が見受けられましたので、担当部署である秘書広報課に現在の状況を確認しましたところ、平成26年4月1日現在では、さぬき市は7名から4名、さぬき市教育委員会は1名から0名になりましたので、その旨、ご報告いたします。今後も、当然ながら改善を続け、障害者の方の募集を随時、続けて参ります。今年の改善点といたしまして、募集年齢を39歳から44歳に引き上げ、年齢枠を広げていくようなこともしておりますので、ご報告いたします。以上です。

委員長 ただいま、事務局の方より、資料に基づいて、また、追加資料の雇用状況について詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。ここで、分かりにくいとか、聞きたいという部分があれば、お聞きしたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

委員 ……。

委員長 無いようですので、後程、気付いたら、その時で結構ですので、承りたいと思います。次の項目に移りますので、よろしいでしょうか？ それでは、計画策定の事業者とか団体に対して行われるアンケート調査について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (資料8に基づいて説明)

サービス提供事業者用と障害者関係団体用ということで、さぬき市内のサービス提供事業者が23ヶ所、障害者関係団体が3団体にアンケート調査を実施する予定であります。資料8を見ていただいて、アンケートの削除する項目や追加する項目について、ご意見をいただきたい。サービス提供事業者へのアンケート調査については、市外に広げていった方が良いかなどについても、ご意見いただきたいと思ひます。

委員長 事務局からの説明がありましたけれども、何からでもご意見をいただきたいと思います。さぬき市の受給者にサービス提供している事業者だけでも約80あり、その内、さぬき市内の事業者が23あります。全事業者にするべきだとか、市内だけで良いだとか、意見があると思いますが、これについては、どう思いますか？

委員 アンケートの総数は、どのくらいを想定していますか？

事務局 サービス提供事業者は、約80ですので、最大で80くらいになるかと思えます。

委員 事業者ではなく、個人へアンケートの総数は、どのくらいを想定していますか？

事務局 個人へのアンケートは、資料3で記載させていただいておりますが、香川県が同時期にアンケートを実施しております。それを活用させていただきますので、個人に対してのアンケート調査は無くします。

逆に、曙会の会員さんがおられると思いますので、そこから意見を吸い上げていただいて、団体用のアンケートの中に個人の意見を書いていただく方が良いと考えております。個人にアンケートを実施した場合、どうしても項目が分からないと未回答であったりしますので、団体の総会、役員会の気軽にお話しが出来る環境があるか思います。そこで、こういった問題等について会長さんの方で会員の意見を集約していただいて、まとめていただいた方が良いと考えております。

委員長 アンケートを実施する時期は、いつ頃になりますか？

事務局 仮に、今日、この案で通れば、今週末若しくは来週には、郵送させていただいて、10月末か11月初旬くらいで、提出期限を設けたいと考えています。それで、計画の素案の統計を作成して、次の1月の策定委員会に間に合わせたいと考えております。

委員長 総会、役員会で、個人からの意見を聞くというのは、かなり時間が必要であり、それだけに総会を開くというのも簡単には出来ない。

事務局 逆に、何か月ごとに役員会とかを開催されていますか？ 1ヶ月に1回とか？

委員長 そんなにはしてない。

事務局 手をつなぐ育成会の方では、1ヶ月に1回、役員会を開催しているとお聞きしていているので。

それでしたら、普段から会員さんよりも、会長さんや事務局の方が法改正などにお詳しいと思いますので、日常の何気ない会話の中から、今、問題点になっている部分、例えば、資料5にあるような国の精神科病院の退院率目標がすごく高い値になっていますので、これが実態にあった目標数値なのかというのも、今回

の資料を見ていただいたら思うところがある方もいると思います。そういったご意見を普段、会われる方に聞いていただくのも良いのではないかと思います。

委員 事業者へのアンケートは、80のうち、どうやって23を選定したのですか？

事務局 さぬき市内の事業者だけで選定しました。

東かがわ市に確認しましたところ、1人だけというのはなく、ある一定数以上、サービス提供している事業者数という形で選定し、東かがわ市も23事業者を予定されています。東かがわ市は、東かがわ市内に限らず、高松市、三木町、牟礼の事業者を選定しております。数的には、同じ23でございます。

委員長 他に。のぞみ園さん、何か無いですか？

委員 80でどうかということですかね？ それ以上、広げようが無いのですよね？

事務局 はい。

委員 たくさんの意見を拾うのであれば、目一杯の数で調査されるのが良いかと思えます。

委員長 他に無いでしょうか？広げるべきだと思いますか、今のままでよろしいでしょうか？

委員 残りの57（80－23）事業者を、どのくらいの割合で使われているのか分かりません。調査数が多くても、利用されていない事業者に、アンケート調査を聞く必要は無いと思います。利用度というか、実際に多く利用されている事業者の意見をいただいた方がよいと思いますが、ただ単に登録しているだけの事業者とか、1ヶ月に1回しか使っていないような事業者を含めて、無理に80も全部意見を拾っていくのは、手間も金もかかります。

委員長 県にしても、他の市町にしても同じことをやっている？

事務局 はい。

委員長 東かがわ市のアンケート結果をいただくというのは？

事務局 現在、東かがわ市はアンケート調査を実施中です。それとアンケート項目も若干違いますが、東かがわ市とは出来るだけ整合しております。法改正に伴う問題点と国の基本方針に対する意見を除いたものが、東かがわ市のアンケートとほぼ一緒の内容になります。

委員長 県からのアンケート結果は？

事務局 県のアンケート調査は、さぬき市から名簿を渡し、市が調査を集計して、それを県が取りまとめています。各市町が県のアンケートに協力しているので、県の担当者にアンケート結果を使わせてほしいと確認しましたところ、市町と一緒に調査していることなので、どうぞ使ってくださいという回答でしたので、県が実施した個人のアンケートは使わせていただきます。

それでは、どうでしょうか？

委員長 もう少し広げる方が良いと思う人？

委員 中身を考えると、さぬき市の障害を持っている方が、どこのサービス提供事業者を受けているのかというのを追った方がより確実なニーズが出てくると思います。ですから、市の方で、さぬき市以外でも使っている事業者もあれば、そこはピックアップした方がより近いニーズが見えてくるのではないかと思います。

事務局 ある一定以上、利用している事業者というので、調査数を増やして、アンケートを実施してもよろしいでしょうか？

眞子委員がおっしゃられたように、登録しているだけで、全然、利用していない事業者にアンケートを取っても、松原委員さんがおっしゃるように、さぬき市の現状を把握できない訳で、逆にさぬき市に名簿を登録してあっても、利用が無ければ外して、市外であっても1件でも利用しておれば、そこにアンケートを取るという方が良いということですね。

委員 アンケートの内容で、精神科病院から地域生活への移行促進ということで、この（23事業者）中だけではなく、クリマさんとかそういった精神患者を取り扱う事業者にアンケートを実施した方がより良い意見をいただけるのではないかというのと、内容によっても、この23事業者以外でもアンケート調査できるというのであれば、実施した方が良いと思います。

事務局 はい。分かりました。

委員長 他に無いでしょうか？

松原委員さんがおっしゃったように、さぬき市内のみではなく、利用している事業者にアンケート調査をした方が良いのではないかという気がしますね。

事務局 はい。

委員長 他に無いでしょうか？

委員 ……。

委員長 無いようですので、事務局の方で事業者の選定については、今の方向で検討してもらおうということでしょうか？ よろしいでしょうか？

はい。そういうことですので、もう一度、事務局の方で選定し直してください。

事務局 1件でも利用された方がいれば、全てアンケートを取るということにさせていただきたいと思います。

委員長 アンケートの内容ですが、気になるところがあれば、意見をいただきたいと思います。

委員 さぬき市にサービス提供している事業者は、高松市、東かがわ市にもおいでると思うので、そこにアンケートが行くようになり、そこで何か意見がいただけるとと思います。

事務局 委員の皆様にお伺いしたいのは、アンケートの『4 法改正に伴う問題点』『5 国の基本方針に対する意見』というのは、私の一存で加えているのですが、委員の皆さんから見たらこういう項目を付け加えることに対して、まず、良いかどうかということをお伺いしたい。

国がいくら数値目標を掲げようが、実際に、退所・退院をしてくださいといっても、出来ない人もいます。福祉は制度であって、数値目標とするものではないという考えがあります。例えば、病気になったら病院に行くのであって、病気になっても数値目標を満たすために、病院に行くなということ国は言えないと思います。そういう制度において、国が一方的に数値目標を掲げることに對して、事業者として意見があるのではないのかということ項目を加えましたが、この項目がアンケートとして、適正であるかという意見をいただけたらと思います。

仮に、国の数値目標が達成できるか、『思わない』とか『分からない』という意見が多く出たとしても、国に対して、『事業者から、福祉は制度であって、目標数値で対応できるものではないため、目標数値を低くしてください。』と言える訳ではありません。

委員 逆にお聞きしたいのですけれども、事務局がおっしゃったことは良く分かります。これをさぬき市の計画にどう反映させるのですか？と逆にお聞きしたい。

国は数値目標を出してきますけど、私たち障害者団体が、対応したくても出来ない現状であったり、受け皿がなければ出来ない状況であったり、本人の能力が変わるにも関わらず継続も出来ないということで、本当に高い数値目標と思います。

事務局 先般、県の担当者とヒアリングがありまして、県の方には、この数値目標は難しいということを行いました。例えば、目標項目には、将来2倍の数値目標を記載すべき欄に、2倍の数値ではなく、現状維持の数値で提出していたのですが、国が2倍と言うからには、計画上は2倍の数値にしてもらわなくては困るということを言われまして、出来るかどうか分かりませんが、計画上は国の指針の沿った2倍の数値で修正しております。

委員 ですから、国に近いレベルの県になると、国の数値に近くなりますし、市町村にしたら、私たちに一番近い存在なので、本来の事が聞いていただけるし、分か

っていただいている。それが、国・県と市町村との格差だと思います。私が、県の担当者とお話しすると、国の目標はこうですと掲げられるだけです。

事務局 実際の行政の内部の話で、市が計画したものを随時、チェックするように、国が示しております。計画目標を掲げて、1年2年3年経過し、目標数値を達成できなかった時の説明として、国に対する事業者の意見を取ることは重要と考えています。

松原委員がおっしゃられたように、実際、事業者からアンケートを取れば、国の数値目標は無理だということが見えてくると思われます。それにより、市は国の指針に基づき計画を立てたが、国の数値目標自体に無理があったということが、現状から見えてこようかと思ひます。

委員 そうですね。

事務局 我々の立場は行政なので、市町村は、国・県の数値目標に逆らえないため、その数値を掲げるのですが、チェックの部分で、国や県の方が数値を満たしていないではないかというご指摘を受けた時には、事業者にアンケートを取った結果、『事業者は国の数値目標に無理があるという意見をお持ちである』というのを、国や県の担当者に言うことが出来ます。

委員 (事業者としては) ありがたいです。

委員長 他にありませんか？

委員 アンケートの数値目標で、国の数値目標を達成するためには、何が必要かとかどうしたら良いかという意見を記入できる欄を設けてははいかがでしょうか？

事務局 最終ページの自由意見の部分を、六車委員がおっしゃるような『どういったものが必要になりますか？』といった文言に変えていきたいと思ひます。実際に、ご自由にお書きくださいと言うのではなく、『具体的に数値目標を達成するために、どういったことをすれば良いと思ひますか？』という項目を加えるということですかね？

委員 はい。

委員長 これを見ると、結構、時間がかかりそうな感じですね。だから、出来るだけ手間を取らさないというか、質問に答えやすい文言に変えておけば、回答するのに回答しやすいという気はします。

委員 アンケートの目的は、何らかの改善ということになると思ひますので、この目標を達成できないと『思う』『思わない』『達成できない』という理由が何かあると思ひますので、その理由を受けて何か改善できることがないのかということも、拾っていけば何か改善点が見えるのではないかと思ひます。事業者によっては、

この項目でしたら、おそらくこの項目が答えられるけど、分野が全く違うので全く分からないという項目もあるので、『可能な範囲で分かるところだけ回答してください。』というのをアンケート内に加えていただくと、どういう理由で目標が達成できないのかと考えている方にとって、答えやすいと思います。

委員長 他にありませんか？ 団体のアンケートについては？

委員 アンケートのP4に、精神科病院から地域生活への移行促進と書いていますが、実際に、家族会の会員の方は、精神科に入院しているか分かります。しかし、特に精神科の場合、大っぴらにせず、入院している人が多いので、誰がどこにいつ入院しているのか分からないのが現実です。

昔は、家族会が保健所と一体で活動していたが、今は管轄が県と市に分かれたため、家族会に入っていない人も多い。そのため、このアンケートの回答の出し方が無い。

事務局 国の指針に対して、団体として意見をいただくというのが、アンケートの目的です。岡委員さんからご意見があったように、分かるところだけ回答してくださいという文言を付け加えさせていただいて、井原会長が言うように、分からなければ分からないというところに○を付けていただいてご提出いただく形になるかと思います。

個別には、把握されている方と把握されていない方がいると思います。ただ、曙会という団体として加入されている会員さんの意見を吸い上げて、数値が分からなくても感覚として意見があると思います。例えば、国は入所とか入院を勧めていたのを、施策を転換して、退所・退院を進めていっているという現状について、NHKのクローズアップ現代で取り上げられていました。そういう風に、国の施策が変わってきております。そういうものを精神の家族会である曙会の意見を聞けたらと思います。

委員 曙会という小さい団体がアンケートを出しても、意見が反映できるのか分からない。市でも入院しているか否かは分かりますか？

事務局 分かる人と分からない人がいます。通院は、自立支援医療（精神通院医療）の方で分かりますが、入院は、さぬき市国民健康保険とか香川県後期高齢者医療広域連合に加入されている人は分かりますが、社会保険に加入されている人は分かりません。

委員 手帳を持っている人は分かりますか？

事務局 分かります。

委員 手帳を持っている人が、全部、家族会に入っている訳では無い。曙会に入っていない人の意見は分からないということです。

委員長 それはどの団体にも言えることです。手帳を持っている人の何パーセントが団体に加入しているのかは分からない。例えば、10%の人が加入している場合、残り90%の意見は分からない。

事務局 団体の意義というのがあると思います。例えば、全体の1割しか加入していない団体が“NO”という結論で、残りの個人9割が“YES”であれば、全体の結果が“YES”となるとすれば、団体の意義はなくなってきます。実際に加入されている人は少ないかもしれませんが、さぬき市を代表する精神・身体・療育の団体を取りまとめる意見が重要であり、そのため、その団体の長の方に様々な委員として選定している訳でございます。井原会長がおっしゃることは分かりませんが、家族会として、手帳所持者全員の意見を把握していないというのは、どの団体もそうであろうかと思います。なので、団体としての意見ということで回答していただけたらと思います。

委員 そう言っていただけると答えやすい。

委員長 団体の意見として記入したらいい。1人1人を考えたら、残りの人もおそらく同じような結論になるのではないかと思います。確かに、反対意見も出ますけど、総合的には同じ方向の意見になると思います。

他に無いでしょうか？

元に帰りますけど、アンケートの調査事業者の数をもう1回検討し直すということですが、検討し直した結果はどういう風にしますか？

事務局 事務局で決定して、出させていただけたらと思います。先程と重複しますが、1件でもサービスを提供している事業者にはアンケート調査を実施するという事で、サービスを提供していない登録のみの事業者は除いて、全部、アンケートを出すという形にしたいと思います。そこは、事務局に一任していただけたらと思います。それでどうでしょうか？

委員長 事務局からそういう意見が出ておりますが、よろしいでしょうか？

委員 はい。

委員長 では、そういうことでお願いします。他にありませんか？
そうしたら3番目、その他ということで。

事務局 資料等を通して、何かご意見があればお願いします。何もなければ、次回の予定をお伺い出来たらと思います。

委員長 決めておきましょう。

事務局 皆さん、現場を担当されて、お忙しい方が多いので、今回も、調整しましたが、これだけの方がそろう日はなかなかありませんでした。次回、3ヶ月後になりま

すけれども、出来ましたら、事前に日程を決めさせていただけるとありがたいと思います。1月下旬で、ご都合の良い日があれば。

委員長 1月最後の週。26から30日。曜日的には？

事務局 やはり週の始めである月曜日とか週末の金曜日は、予定が埋まっている方が多く、水曜日や木曜日が比較的、集まりやすい曜日と思います。

そうしましたら、28日の水曜日、時間も同じ9時30分からということでお願いいたします。

委員長 それでは、今回は1月28日の水曜日。9時30分。場所も同じということで。今までのところで、何か聞き逃したところがあれば、いかがでしょうか？

委員 ……。

委員長 意見が無ければ、終わります。意見が無いようですので、以上で第1回さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画策定委員会と閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時 5分